

奈良県告示第四百三十七号

次に掲げる印は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

- 一 昭和三十年四月奈良県告示第七十七号で告示した奈良県商工観光館印、奈良県商工観光館長印
- 二 平成十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した下水道課長印
- 三 平成十五年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した環境政策課長印
- 四 平成十九年三月奈良県告示第五百八十号で告示した監査指導室長印
- 五 平成十九年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した薬務課長印
- 六 平成十九年十一月奈良県告示第二百九十一号で告示した安全・安心まちづくり推進課長印
- 七 平成二十年三月奈良県告示第四百七十一号で告示した企業立地推進課長印、公園緑地課長印
- 八 平成二十一年三月奈良県告示第四百七十九号で告示した消費・生活安全課長印
- 九 平成二十三年三月奈良県告示第四百八十一号で告示した地域産業課長印、農業経済課長印
- 十 平成二十四年三月奈良県告示第五百六十四号で告示した奈良の木ブランド課長印、平城宮跡事業推進室長印
- 十一 平成二十五年三月奈良県告示第三百八十六号で告示した産業政策課長印、県土マネジメント部企画管理室長印、用地対策課長印
- 十二 平成二十六年三月奈良県告示第四百四十六号で告示した地域包括ケア推進室長印、観光プロモーション課長印
- 十三 平成二十七年三月奈良県告示第五百六十三号で告示した文化資源活用課長印、営繕プロジェクト推進室長印
- 十四 平成二十八年三月奈良県告示第五百十四号で告示した雇用政策課長印、青少年・社会活動推進課長印、女性活躍推進課長印、ならの観光力向上課長印、建設業・契約管理課長印、住まいまちづくり課長印
- 十五 平成三十年三月奈良県告示第五百八十一号で告示した総務部企画管理室長印、福祉医療部企画管理室長印、長寿・福祉人材確保対策課長印、建築安全推進課長印、県有施設営繕課長印
- 十六 平成三十一年三月奈良県告示第五百十四号で告示した統計分析課長印、文化財

保存課長印

十七 令和二年三月奈良県告示第五百十五号で告示した文化・教育・くらし創造部長印、文化・教育・くらし創造部企画管理室長印、奈良つ子はぐくみ課長印、水循環・森林・景観環境部長印、水循環・森林・景観環境部企画管理室長印、水資源政策課長印、産業・観光・雇用振興部長印、産業・観光・雇用振興部企画管理室長印、外国人・人材活用推進室長印、MICE推進室長印、食と農の振興部長印、食と農の振興部企画管理室長印、リニア推進・公共交通対策課長印、地域デザイン推進局長印、まちづくり連携推進課長印

十八 令和三年三月奈良県告示第四百二十六号で告示した森と人の共生推進課長印、森林資源生産課長印

十九 令和五年七月奈良県告示第七十一号で告示した広域防災拠点課長印
令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真